

●若年認知症ぐんま家族会

若年性認知症の方の家族等が集まって、家族同士の交流を深めたり、情報交換などの活動を行っています。

会長：大澤幸一様

TEL:090-4843-0387 mail:k-osawa@ktv.ne.jp

●認知症の人と家族の会 群馬県支部

各地域で“つどい”を定期的開催。介護者同士でどんなことでも気兼ねなく話せる場です。その他にも、会報の発行、介護家族支援講座の開催等も実施しています。



TEL:027-289-2740

●地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談窓口で、介護保険以外のサービスも含め、高齢者や家族に対する総合的な相談や支援、権利擁護業務や介護予防支援等を行っています。お住いの市町村担当窓口又は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

群馬県内には各市町村に合計で111か所が設置されています(R2年4月1日現在)。

県内の地域包括支援センター(群馬県HP内)：

<http://www.pref.gunma.jp/02/d2310055.html>



2 利用できる医療・福祉サービスと制度

就 労 関 係

●企業の障害者雇用

従業員が一定数以上の規模の事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(令和3年3月1日～の法定雇用率)

民間企業：2.3%

国、地方公共団体：2.6%

都道府県等の教育委員会：2.5%

障害者雇用の場合、企業から障害の特性に対する配慮を受けながら就労することができます。



相談窓口：ハローワーク、障害者職業センター、
障害者就業・生活支援センター等

●群馬障害者職業センター

障害のある方に対して、就職に向けた相談・支援から就職後、職場復帰のフォローまで、一連の職業リハビリテーションをハローワークとの密接な連携のもと行っている機関です。

事業主に対して障害者雇用に関する相談・支援も行っています。

職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、事業主支援等幅広い支援をしています。

住所:前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階
TEL:027-290-2540

●治療と仕事の両立支援 群馬産業保健総合支援センター

働き続けたいと思った人が、治療を続けながら離職することなく、安心して働くことができる“両立支援”を行っている機関です。事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等の支援を行っています。

住所:前橋市千代田町1丁目7番4号群馬メディカルセンター2F
TEL:027-233-0026

●障害者就業・生活支援センター

障害のある方の就業及びこれに伴う日常生活・社会生活を支援しています。また、障害のある方を雇用している、又は雇用しようと考えている事業主の方への支援も行っています。

群馬県内には9センターあります。

センター一覧(群馬県HP内) :

<https://www.pref.gunma.jp/06/g2200102.html>



●障害福祉サービスの就労支援

①就労移行支援事業所 群馬県内:38事業所(休止含む) R2年7月1日現在
企業等で就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、生産活動等を通して就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

②就労継続支援 A 型事業所:26 事業所(休止含む)
雇用契約に基づく就労機会を提供する場所であり、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労継続支援 B 型事業所:87 事業所(休止含む)
雇用契約は結ばない。就労より訓練やリハビリを目的とした日中活動の場です。



指定障害福祉サービス事業所一覧(群馬県HP内) :

<https://www.pref.gunma.jp/02/d4200129.html>



精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活または社会生活への制約がある方に交付され、等級等に応じた各種のサービスを受けることができます。

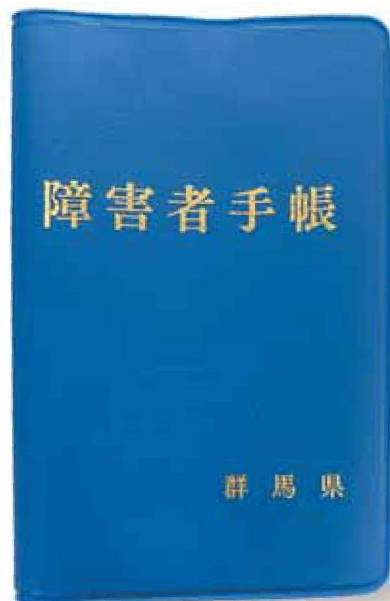
● 等級 1～3 級

● 有効期間 2年間

2年ごとに更新の手続きが必要。

● 取得後に受けられる主なサービス

- ・ 税制上の優遇措置
- ・ 公共交通機関利用料や施設利用料の割引
- ・ NTTの電話番号案内(104)が無料(ふれあい案内サービス)
- ・ 携帯電話の基本使用料金の割引
- ・ 思いやり駐車場利用証の交付



※等級、住所地によって利用できるサービスは異なります。

詳しくは、こちら▼

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100176219.pdf>

(障害者手帳に基づくサービス一覧表)



※障害者雇用制度上では、精神障害者保健福祉手帳所持者も対象となっています。

申請窓口：市町村の障害福祉担当課

(市町村によって課の名称は異なります)

申請書、所定の診断書または年金証書の写し、顔写真等の提出が必要
なお、診断書は、初診日より6か月以上経過した時点で作成されたものであること。

所得保障

障害年金

病気やけがで仕事を続けることが困難となった人やその家族の生活を支えるための公的年金。

初診日から起算して1年6か月を経過した日の障害を認定(=障害認定日)

障害認定日に障害等級に該当するかどうかによって決まります。

障害認定日に症状が軽く、障害等級に該当しなくても、その後65歳までは申請することができます。

障害基礎年金

国民年金加入者

(自営業、サラリーマンの妻など、
20歳以上60歳未満のすべての人)

障害厚生年金(障害共済年金)

厚生年金保険加入者

(会社員、各共済組合)

対象

20歳以上で、病気やケガによって生活や仕事などの制限がされるようになった場合

受給要件

- ・年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること
- ・一定の障害状態にあること⇒主治医の先生へ相談
- ・初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること=納付要件
 - (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
 - (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの一年間に保険料の未納がないこと

⇒詳細については、加入している年金の請求先に相談してください。

支給額

障害基礎年金(R2年4月現在)

1級 781,700円×1.25+子の加算

2級 781,700円+子の加算

子の加算(18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、20歳未満で障害等級1級または2級の障害者)

第1子・第2子 各224,900円、第3子以降 各75,000円

障害厚生年金 (R2年4月現在)

1級 (報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者の加給年金額 (224,900円)] ※

2級 (報酬比例の年金額) + [配偶者の加給年金額 (224,900円)] ※

3級 (報酬比例の年金額) 最低保障額 586,300円

※その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときに加算されます。

申請窓口:

障害基礎年金→市町村、お住まいを管轄する年金事務所

障害厚生年金→お住まいを管轄する年金事務所、公務員は各共済組合

● 傷病手当金

全国健康保険協会(協会けんぽ) または健康保険組合に加入しているご本人(被保険者) が、病気やケガ(業務中や通勤途中の場合は除く) で仕事を休み給料がもらえないときにその間の生活を保障するための“現金給付制度”

支給要件 (協会けんぽの場合)

- ・ 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること
- ・ それまで就いていた仕事に就くことができないこと…医師の証明書(申請書内)の提出が必要
- ・ 4日以上仕事を休んでいること(連続する3日間の休業を含む)…病気やケガが理由であること。会社の証明(申請書内)の提出が必要
- ・ 休業していた期間について給与の支払いがないこと…有給、手当支給期間は除かれて支給される

支給額

一日当たりの金額 = $\frac{\text{支給開始日以前の継続した12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30日} \times \frac{2}{3}$

支給期間

1つの傷病で、支給が開始された日から最長1年6か月

※退職後:退職日までに被保険者期間が継続して一年以上あり、退職日に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、同一の傷病のみ退職後も引き続き傷病手当金を受けられる。

申請窓口: **健康保険の保険者**
(全国健康保険協会または健康保険組合)